

平成22年2月12日

各位

上場会社名	株式会社 第一興商
代表者	代表取締役会長兼社長 保志 忠彦
(コード番号	7458)
問合せ先責任者	執行役員経営企画室長 田中 浩二
(TEL	03-3280-2151)

## 控訴の提起に関するお知らせ

当社は、平成22年2月10日に東京地方裁判所において言い渡された東京地方裁判所平成16年(ワ)第18443号損害賠償請求事件に関する第一審判決について、その一部を不服として、本日付で、知的財産高等裁判所に控訴の提起をいたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 控訴に至る経緯

本件訴訟は、原告たる株式会社アジア著作権協会（本店所在地 東京都渋谷区、代表取締役 山内晶太）が、自らが著作権を管理すると称する韓国楽曲を、当社が楽曲使用許諾契約に応じないまま通信カラオケにおいて使用を続けているとして、平成16年8月31日付けで当社に対しその使用料9億7578万6000円の支払いを求め東京地方裁判所に損害賠償請求の訴訟を提起してきたものであります。

平成22年2月10日に東京地方裁判所は、原告が著作権管理権限を主張する大部分の楽曲についてその管理権限が認められないとして訴えを却下し、原告に管理権限を認めた一部の楽曲については、原告に対し2300万5495円及び平成16年9月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うことを当社に命ずる旨の判決を言い渡しました。

当社は、判決文の内容を検討した結果、本判決の一部を不服として本日付けで知的財産高等裁判所に控訴を提起しました。

#### 2. 控訴を提起した裁判所及び年月日

知的財産高等裁判所 平成22年2月12日

#### 3. 今後の見通し

判決が確定していないため現時点での当社業績に与える影響については未定ですが、第一審判決の内容においてもその影響は軽微であります。

以上